報酬支給基準及び上限額

一般的に、役員報酬は、「企業業績」「従業員賃金とのバランス」「世間相場」の3 要素を勘案して決定するものと言われているが、「従業員賃金と比較して極端に高い 金額にならないようにする」など、特に従業員賃金とのバランスを重視しているケー スが多い。

1 民間株式会社の役員報酬の状況

国税庁長官官房企画課「平成29年分民間給与実態統計調査」を基に作成された、 資本金別役員の給与額等の平均値(株式会社)は、下表の通りである。

	次十厶	年齢	勤続年数	給料・手当	賞与	給与合計
	資本金	歳	年	千円	千円	千円
A	2,000 万円未満	56.3	19.2	5,531	146	5,678
В	2,000 万円以上	56.1	22.0	8,422	542	8,965
С	5,000 万円以上	56.5	20.6	9,760	1,004	10,764
D	1億円以上	56.0	16.6	12,582	2,057	14,638
Е	10 億円以上	52.6	18.2	14,147	2,976	17,123

(出所:国税庁長官官房企画課「平成 29 年分民間給与実態統計調査」を基に作成)

※1 株式会社の資本金を社会福祉法人の基本金に読み替えたとした場合、社会福祉 法人ほどがやの第1号基本金は、20,454,157円であり、上記表のBランク近 辺に位置付けることができる。

2. 民間事業所の給与所得者の平均給与等の状況

同上の民間給与実態統計調査による正規給与所得者の平均年齢・平均勤続年数・平均給与は下表の通りである。

年		平均年齢	平均勤続年数		平均給与
		歳	年		千円
平成	27年	45.6	11.9		4,849
11	28年	46.0	12.0		4,869
11	29年	46.0	12.1		4,937

(出所:国税庁長官官房企画課「平成29年分民間給与実態統計調査」を基に作成)

※2 社会福祉法人ほどがやの平成30年度の状況は、平均年齢38.8歳・平均勤続年数6年6ケ月及び平均給与は4,377,188円であり、金額は平均を下回るが、

平均年齢及び平均勤続年数を考慮すると、平均的な水準にあると考えられる。

3. 民間事業所給与所得者の業種別平均給与の状況

同上の民間給与実態統計調査による業種別の平均給与は、下表の通りである。

業種区分		平均給与	業種区分		平均給与
		千円			千円
1	電気・ガス・熱供給・水 道業	7,468	8	運輸業、郵便業	4,317
2	金融業・保険業	6,147	9	不動産業、物品賃貸業	4,179
3	情報通信業	5,986	10	医療、福祉	3,994
4	学術研究・技術サービス 業、教育、学習支援業	5,101	11	卸売業、小売業	3,732
5	製造業	5,074	12	サービス業	3,478
6	建設業	4,939	13	農林水産・鉱業	3,259
7	複合サービス業	4,366	14	宿泊業、飲食サービス業	2,528

- ※3 社会福祉法人ほどがやの平成30年度の平均給与4,377,188円は、上表7番目の「複合サービス業」の数値と同等であり、医療・福祉を越えている。
- 4. 従業員平均給与額と役員報酬額の関係等
- (a) 従業員平均給与 : 4,937,000 円に対し

役員報酬平均値 (B ランク、資本金 2,000 万円以上): 8,965,000 円の割合は(b) /(a) = 1.8 により、役員報酬額は従業員平均賃金の 1.8 倍。

役員報酬平均値(C ランク、資本金 5,000万円以上): 10,764,000円の割合は(b) /(a) = 2.18 により、役員報酬額は従業員平均賃金の 2.18 倍。

(b) ほどがやの平均給与 : 4,377,188 円に対し

役員報酬平均値(B ランク、資本金 2,000 万円以上 5,000 万円未満) 8,965,000 円の割合は(b)/(a) = 2.05 により、役員報酬額は従業員平均賃金の 2.05 倍。

5. 役員報酬の報酬支給額の考え方

社会福祉法人の公的性格を考慮し、役員報酬額(常勤) は職員平均給与の2倍程度が妥当と考える。

- (1)常勤理事長(60歳以上且つ福祉事業経験20年以上を想定)の役員報酬の支給額を定めるにあたり、根拠とするものとして、次の2点を考慮して決定する。
- ① 民間従業員平均給与 4,937,000円の約2倍 ⇒ 9,870,000円
- ② 民間従業員平均給与(医療・福祉) 3,994,000 円の約 2 倍 ⇒ 7,988,000 円

(2) ①②の平均額

- 4,464,500 円の約2倍 ⇒ 8,929,000円
- (3) ほどがや職員平均給与

4,377,188 円の約2倍 ⇒ 8,750,000円

(4)ほどがや職員平均給与は①②の平均額より低額のため、この金額を常勤理事 長の基本上限年額とする。 8,750,000 円

6. 役員報酬額

- (1) 常勤理事長(専任①)の役員報酬支給額(年額)は、法人の事業規模・総資 産額・勤務日数等を考慮し、基本上限年額の85%程度とする。7,470,000円
- (2)常勤理事長(専任②)の役員報酬支給額(年額)は、常勤理事長の約3/5程度とする。4,482,000円
- (3) 常勤業務執行理事(専任①)の役員報酬支給額(年額)は、法人の事業規模・総資産額・勤務日数等を考慮し、基本上限年額の70%程度とする。

6,120,000 円

- (4)常勤業務執行理事(専任②)の役員報酬支給額(年額)は、常勤業務執行 理事の約3/5程度とする。3,672,000円
- (5) その他の理事、監事、評議員の理事会・評議員会への出席報酬は、出席時間等を考慮し、常勤理事長報酬額(7,470,000円)を時給に割り返した金額の約3時間分とする。 出席毎 15,000円
- (6) 監事の監事監査での報酬は、監事監査での時間等を考慮し、常勤理事長報酬額(7,470,000円)を時給に割り返した金額の約5時間分とする。

監事監査 25,000 円

- (7) その他の理事、監事、評議員の入札立ち合い等への出席報酬は、出席時間等を考慮し、常勤理事長報酬額(7,470,000円)を時給に割り返した金額の約2時間分とする。 入札立ち合い等 10,000円
- (8) 専任①は、週4日以上の勤務を基本とし、専任②は、週2日~3日の勤務 を基本とする。

7. 理事長等の兼務制限

理事長は原則として当法人の職員を兼ねることが出来ない。但し業務執行理事は職員を兼ねることが出来る。

8. 理事長及び業務執行理事の勤務形態の組合せ制限

理事長(専任①)及び業務執行理事(専任①)の勤務形態の組合せは認めないこととする。

令和2年度・支給一覧

職名			年額	人数	総額		
常勤理事長		専任①	7,470,000	1	7,470,000		
その他の理事	理事会開催分	年4回	60,000	4	250,000		
ての他の母事	入札等分	年1回	10,000	1			
	理事会開催分	年4回	60,000	2	230,000		
監事	監事監査分	年1回	50,000	2			
	入札等分	年1回	10,000	1			
【1】理事監事	7,950,000						
評議員	評議員会開催分	年2回	30,000	7	220,000		
正 成 只	入札等分	年1回	10,000	1	220,000		
【2】評議員合	【2】評議員合計						
	総合計額 【1】+【2】						

[※] 業務執行理事は、職員兼務のため役員報酬は支給しない。